

平成26年3月26日制定  
平成30年4月20日改正  
令和3年4月1日改正  
令和5年1月22日改正

## 艦船技術会会則

### (目的)

第1条 本会は、艦船技術の伝統の継承及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (会員)

第2条 本会は、防衛省における艦船技術に係る造修業務の経験者及びその他本会の目的に賛同する者を会員とする。

2 会員は、第3条による事務局のうち目的地に近い1つの事務局に籍を置くものとする。

### (事務局)

第3条 本会は事務局として、本部を東京に、支部を海上自衛隊の各地方総監部地区に置く。

### (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名  
副 会 長 2名  
支 部 長 5名  
事務局長 1名  
幹 事 7名

### (役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合その仕事を代行する。

3 支部長は、支部を代表し会長を補佐する。

4 事務局長は、本会の運営仕事を統括する。

5 幹事は、事務局長を補佐し、本会の運営推進を図る。

6 会計幹事は、本部の幹事が兼務する。

### (役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、東京近辺に在住する会員のうちから選出する。

2 支部長は、所属会員のうちから選出する。

3 事務局長は、東京近辺に在住する会員をもって充てる。

4 幹事は、本部にあつては、東京近辺に在住する会員を、支部にあつては海上自衛隊の各地方総監部地区に在住する会員をもって充てる。

## 5 副会長が本部幹事を兼務する場合、幹事補佐を指定することが出来る。

(役員任期)

第7条 役員任期は、原則2年とし、重任を妨げない。

(事業)

第8条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 艦船技術の伝統の継承に関する事。
- (2) 会員相互の親睦に関する事。
- (3) 弔電に関する事。範囲は、会員(本人)及び配偶者を基準とする。
- (4) 祝電に関する事。範囲は、会員(本人)の叙勲とする。
- (5) 会員名簿に関する事。
- (6) 会報に関する事。
- (7) その他、役員会の議決に基づく事業

(運営)

第9条 本会の運営は、原則として役員会の合意に基づいて行う。

(会費)

第10条 定額定期の会費は、原則として徴収しない。

- 2 ただし、弔電等本会の運営に必要な費用は、親睦会等の会合の都度参加者から徴収する会費の余剰金等を充当する。

(会計事務)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

- 2 会計幹事は、年度ごとに事務局長の会計監査を受けるものとする。
- 3 会計幹事は、当該年度経過後1か月以内に決算報告書を作成し、会員に報告する。

(個人情報の取り扱い)

第12条 会員の個人情報を含む名簿は、公開しない。

(その他)

第13条 本会則は、役員会の同意がなければ改正することができない。

(附則)

本会則は、平成26年5月30日から施工し、平成26年3月26日から適用する。

本会則は、平成30年4月20日から適用する。

本会則は、令和3年4月1日から適用する。